

資料編

空家等対策計画策定の経緯

年 月 日	経 緯
令和3年12月21日	第1回 江津市空家等対策協議会
令和4年2月15日	第2回 江津市空家等対策協議会
令和4年2月24日～3月25日	パブリックコメント

江津市空家等対策協議会委員名簿

	所属・役職等		氏名	分野
会長	江津市	市長	山下 修	行政
副会長	江津市	総務部門参事	崎間 茂理	行政
委員	郷田コミュニティ協議会	会長	吉田 茂	地域住民
委員	川戸地域コミュニティ協議会	会長	今田 三之	地域住民
委員	島根県司法書士会	司法書士	田中 みゆき	法務
委員	島根県土地家屋調査士会	浜田支部長	南口 誠	不動産
委員	浜田宅建センター	副センター長	田中 一好	不動産
委員	一般社団法人 島根県建築士会江津支部	副支部長	横田 深慈	建築
委員	江津市建設業協会	事務局長	船田 弘一郎	建築
委員	社会福祉法人 江津市社会福祉協議会	地域福祉課長	浅田 典昭	福祉

江津市空家等対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 江津市空家等の適正管理に関する条例（平成30年条例第10号）第7条第1項の規定に基づき、江津市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 空家等対策計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (3) 特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (4) その他協議会において必要と認められる事項

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長、及び委員をもって組織する。

2 会長は、江津市長をもって充てる。

3 副会長は、総務部門参事をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する有識者
- (3) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等の職務)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、会長が必要に応じ開催する。

2 協議会は、必要に応じて、関係機関等の説明若しくは意見又は助言を求めることができる。

3 委員は、自己が所属する機関、団体の者を代理で出席させることができる。

(幹事会)

第7条 会長は、協議会の運営のために幹事会を置くことができる。

2 幹事会の幹事は、委員から推薦された者の中から会長が承認した者とする。

3 幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、建築住宅課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。



江津市空家等対策計画

策定／令和4年（2022年）3月

発行／島根県江津市

編集／建築住宅課

〒695-8501 江津市江津町1016番地4

TEL 0855-52-2501（代）

<https://www.city.gotsu.lg.jp/>